

第三十八回国会
衆議院
建設委員會
會議錄
第二十二号

昭和三十六年四月十四日(金曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事佐藤虎次郎君 理事藤澤 雄次君

理事瀬戸山三男君 理事松澤 雄藏君

理事中島 巖君 理事山中日露史君

逢澤 寛君 綾部健太郎君

金丸 信君 徳安 實藏君

二階堂 進君 前田 義雄君

松田 鐵藏君 山口 好一君

岡本 隆一君 栗林 三郎君

兒玉 末男君 實川 清之君

日野 吉夫君 三鍋 義三君

田中幾三郎君

出席國務大臣

建設 大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

建設事務官 關盛 吉雄君

(計圖局長)

建設技官 高野 務君

(道路局長)

建設技官 神田 治君

(住宅局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 宮崎 仁君

(主計官)

専門員 山口 乾治君

四月十三日

委員兒玉末男君辭任につき、その補
欠として中澤茂一君が議長の指名で
委員に選任された。

同日

委員中澤茂一君辭任につき、その補
欠として兒玉末男君が議長の指名で
委員に選任された。

同月十四日

委員廣瀬正雄君及び兒玉末男君辭任
につき、その補欠として前田義雄君
及び山花秀雄君が議長の指名で委員
に選任された。

同日

委員前田義雄君辭任につき、その補
欠として廣瀬正雄君が議長の指名で
委員に選任された。

四月十三日

公共用地の取得に関する特別措置法
案(内閣提出第一七九号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

公共用地の取得に関する特別措置法
案(内閣提出第一七九号)
道路に関する件

○加藤委員長 これより會議を開きま
す。

昨十三日付託になりました公共用地
の取得に関する特別措置法案を議題と
し、審査に入ります。

公共用地の取得に関する特別措置
法案

置法

目次

第一章 總則(第一条・第二条)

第二章 特定公共事業の認定(第
三条―第十一條)

第三章 土地の収用又は使用に関
する特則

第一節 事業の認定(第十二
条・第十三条)

第二節 土地細目の公告(第十
四条―第十六条)

第三節 裁決及び損失の補償
(第十七条―第三十八
条)

第四節 土地収用法による事業
の認定を受けている事
業及び都市計画事業
(第三十九条・第四十
条)

第四章 雜則(第四十一条―第五
十条)

附則

第一章 總則

第一条 この法律は、土地等を収用
し、又は使用することができる事
業のうち、公共の利害に特に重大
な關係があり、かつ、緊急に施行
することを要する事業に必要な土
地等の取得に関し、土地収用法
(昭和二十六年法律第二百十九号)
の特例等について規定し、これら
の事業の円滑な遂行と土地等の取
得に伴う損失の適正な補償の確保
を図ることを目的とする。

(特定公共事業)

第二条 この法律において「特定公
共事業」とは、土地収用法第三
条各号の一に該当するものに関する
事業又は都市計画法(大正八年法
律第三十六号)第十六条第一項に
規定する都市計画事業のうち、次

の各号の一に該当するものに関す
る事業で、起業者が第七条(第四
十五号)の規定により準用する場合を
含む。の規定による建設大臣の認定
を受けたものをいう。

一 高速自動車国道若しくは一級
国道又は二級国道のうち政令で
定める主要な区間

二 日本国有鉄道が設置する幹線
鉄道のうち政令で定める主要な
区間

三 第一種空港

四 都の特別区の存する区域又は
人口五十万以上の市の区域にお
ける交通の混雑を緩和するため
整備することを要する道路、駅
前広場、鉄道又は軌道で政令で
定める主要なもの

五 公衆電気通信業務に対する需
要の急激な増加に対応するため
整備することを要する電話施設
のうち、都の特別区の存する区
域若しくは人口五十万以上の市
の区域に設置する政令で定める
主要な施設又は政令で定める主
要な市外通話幹線の中継施設

六 河川法(明治二十九年法律第
七十一号)が適用される河川若
しくはその河川に設置する政令
で定める主要な治水施設又は広
域的な用水対策を緊急に講ずる
必要のある地域に給水するため
設置する政令で定める大規模な
利水施設

七 電氣に関する臨時措置に関す
る法律(昭和二十七年法律第三
百四十一号)の規定によりその
例によるものとされた旧公益事
業令(昭和二十五年政令第三百
四十三号)による電氣事業の用
に供する発電施設又は送電変
電施設で政令で定める主要なも
の

八 前各号の一に掲げるものに關
する事業のために欠くことがで
きない道路、橋、鉄道、軌道、
索道、電線路、水路、池井、土
石の捨場、材料の置場、職務上
常駐を必要とする職員の詰所又
は宿舍その他の施設

第二章 特定公共事業の認定
(事業の説明等)

第三条 起業者は、特定公共事業の
認定を受けようとするときは、あ
らかじめ、事業の目的及び内容並
びに事業を緊急に施行することを
要する理由について、事業を施行
しようとする土地が所在する都道
府県の知事及び市町村(都の特別
区の存する区域にあつては、特
別区)の長並びにその土地及びそ
の附近地の住民に説明し、これら
の者から意見を聴取する等の措置
を講ずることにより、事業の施行
についてこれらの者の協力が得ら
れるよう努めなければならない。
この場合において、住民に対する
説明及びその意見の聴取について
は、少なくとも建設省令で定める

第一類第十二号 建設委員會會議錄第二十二号 昭和三十六年四月十四日

一

程度の措置を講じなければならぬ。

2 都道府県知事及び市町村長(都特別区の存する区域にあつては、特別区長)は、前項の起業者に対し、事業の用に供する土地の取得について協力しなければならない。

(特定公共事業の認定の申請)

第四条 起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した特定公共事業認定申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 起業者の名称

二 事業の種類

三 起業地

四 特定公共事業の認定を申請する理由

2 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 事業計画書

二 起業地及び事業計画を表示する図面

三 起業地内に土地収用法第四条に規定する土地があるときは、その土地に関する調査、図面及び当該土地の管理者の意見書

四 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

五 事業の施行に關して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証

明する書類又は当該行政機関の意見書

六 前条第一項の規定により講じた措置の経過説明書

3 前項第三号から第五号までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを得ることができなかったときは、添附することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書面を添附しなければならない。

(手数料)

第五条 前条第一項の規定によつて特定公共事業の認定を申請する者は、二万円をこえない範囲内において政令で定める額の手料を国に納めなければならない。ただし、これらの者が国又は都道府県であるときは、この限りでない。

(特定公共事業認定申請書の欠陥の補正及び却下)

第六条 第四条の規定による特定公共事業認定申請書及びその添附書類が同条又は同条に基づく建設省令に規定する方式を欠くときは、建設大臣は、相当な期間を定め、その欠陥を補正させなければならない。前条の規定による手数料を納めないときも、同様とする。

2 起業者が前項の規定により欠陥の補正を命ぜられたにかかわらず、その定められた期間内に欠陥の補正をしないときは、建設大臣は、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(特定公共事業の認定の要件)

第七条 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、公共用地審議会の議を経て、特定公共事業の認定をすることができ。

一 事業が土地収用法第三条各号の一に該当するものに關する事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、第二条各号の一に該当するものに關するものであること。

二 起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。

三 事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。

四 事業が公共の利害に特に重大な關係があり、かつ、緊急に施行することを要するものであること。

(特定公共事業の認定の手續)

第八条 土地収用法第二十一条から第二十五条までの規定は、特定公共事業の認定を行なう場合に準用する。この場合において、同法第二十一条第一項中「第十八条第三項」とあるのは、「公共用地の取得に關する特別措置法第四条第三項」と、同法第二十四条第一項中「第二十

条」とあるのは、「公共用地の取得に關する特別措置法第七条」と読み替へるものとする。

(特定公共事業認定申請書の縦覧)

第九条 市町村長(土地収用法第四百四十条の規定が適用される場合においては、各場合に依じて、それ

ぞれ、特別区長、市の区長又は町村組合の管理者。以下この条及び第十八条において同じ。)が前条において準用する同法第二十四条第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても、前条において準用する同法第二十四条第二項の規定による手續を行なわないときは、起業地を管轄する都道府県知事は、起業者の申請により、当該市町村長に代わつてその手續を行なうことができる。

2 前項の規定により、都道府県知事が市町村長に代わつて手續を行なうとするときは、あらかじめ、その旨を当該市町村長に通知しなければならない。

3 前項の規定による都道府県知事の通知を受けた後においては、市町村長は、当該事件につき、前条において準用する土地収用法第二十四条第二項の規定による手續を行なうことができる。

(特定公共事業の認定の告示)

第十条 建設大臣は、第七条の規定によつて特定公共事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者の名称、事業の種類及び起業地を官報で告示しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、關係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 特定公共事業の認定は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(特定公共事業の認定の拒否の通知)

第十一条 建設大臣は、特定公共事業の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。

第三章 土地の収用又は使用に關する特則

第一節 事業の認定

(特定公共事業の認定と事業の認定との關係)

第十二条 特定公共事業の用に供する土地の収用又は使用については、特定公共事業の認定又は第十条第一項の規定による告示があつたときは、それぞれ、土地収用法第二十条の規定による事業の認定又は同法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつたものとみなす。

2 前項の規定によりあつたものとみなされた土地収用法第二十条の規定による事業の認定が、同法第二十九条又は第三十条第四項の規定によりその効力を失つたときは、特定公共事業の認定も、将来に向かつて、その効力を失う。

(事業の認定の失効)

第十三条 特定公共事業については、土地収用法第二十九条中「三年」とあるのは、「二年」とする。

第二節 土地細目の公告(あつせん継続中の土地細目の公告の申請)

第十四条 特定公共事業について、土地収用法第三十一条第二項の規定は、第十二条第一項の規定によりあつたものとみなされた同法第二十条の規定による事業の認

定が同法第二十九条の規定によりその効力を失う前二週間においては、適用しない。

(土地調書及び物件調書の作成)

第十五条 特定公共事業の起業者は、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのに土地収用法第三十五条第一項の規定による同法第三十六条第一項に規定する土地調書又は物件調書の作成のための立入りを拒み、又は妨げたため、同法第三十五条第一項の規定による測量又は調査をすることが著しく困難であるときは、他の方法により知ることができる程度でこれらの調書を作成すれば足りるものとする。この場合においては、調書にその旨を附記しなければならない。

(土地細目の公告の失効等)

第十六条 特定公共事業においては、土地収用法第三十九条、第四十一条及び第六十六条第一項中「二年」とあるのは、「六月」とする。

第三節 裁決及び損失の補償

(裁決申請書)

第十七条 第十五条に規定する場合においては、土地収用法第四十二条第一項第二号の書類に記載すべき同号に掲げる事項のうち、収用し、又は使用しようとする土地の面積以外の事項については、同法第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、

その書類にその旨を附記しなければならない。

(裁決申請書の縦覧)

第十八条 第九条の規定は、市町村長が特定公共事業に係る土地収用法第四十四条第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても同条第二項の規定による手続を行わない場合に準用する。この場合において、同条第一項中「起業地」とあるのは、「裁決の申請に係る土地」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、収用委員会に対して前項の規定により土地収用法第四十四条第二項の規定による公衆の縦覧に供しなければならない書類の送付を求めることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定により土地収用法第四十四条第二項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に通知しなければならない。(却下の裁決)

第十九条 特定公共事業については、土地収用法第四十七条第二号中「第十八条第二項第一号」とあるのは、「公共用地の取得に関する特別措置法第四十四条第二項第一号」と、「事業認定申請書」とあるのは、「特定公共事業認定申請書」とする。

(緊急裁決)
第二十条 収用委員会は、特定公共事業に係る収用又は使用の裁決が遅延することによって事業の施行に支障を及ぼすおそれがある場合において、起業者の申立てがあつたときは、土地収用法第四十八条

第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものでまだ審理を尽くしていないものがある場合においても、同項の規定による裁決をすることができる。

2 前項の規定による申立ては、建設省令で定める様式に従い、書面で行なければならない。

3 第一項の規定による申立てがあつたときは、収用委員会は、その旨を土地所有者及び関係人に通知しなければならない。

第二十一条 前条第一項の裁決(以下「緊急裁決」という。)においては、土地収用法第四十八条第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものについては、裁決の時までに収用委員会の審理に現れた意見書、鑑定の結果その他の資料に基づいて判断することができ、遅滞なく、裁決すれば足りるものとする。ただし、損失の補償をすべきものと認められるにかかわらず、補償の方法又は金額については審理を尽くしていないものについては、概算見積りによる仮補償金を定めなければならない。

2 前項ただし書に規定するもののほか、なお審理を要すると認める事項については、裁決書の理由において、その旨を記載しなければならない。

(物件の収用請求権)
第二十二條 第二十条第一項の規定による申立てに係る土地にある物件の所有者は、その物件の収用を請求することができる。

(仮住居による補償)
第二十三條 第二十条第一項の規定による申立てに係る土地に現に居住の用に供している建物がある場合において、その建物の住居者が仮住居を必要とするときは、仮住居に要する費用に充てるべき補償金に代えて、起業者が仮住居を提供することを収用委員会に要求することができる。

2 収用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、仮住居の位置、構造、規模、提供期間その他必要な事項を定めて裁決することができる。

(前二条の請求又は要求の期限)
第二十四條 収用委員会は、前二条の規定により請求又は要求をすることができるときに對し第二十条第三項の規定による通知をするときは、あわせて土地収用法第六十五条第一項第一号の規定に基づき、それらの請求又は要求について一定の期限までに意見書を提出すべき旨を命じなければならない。この場合において、その期限は、通知の到達した日から一週間を経過した日以後でなければならない。

(緊急裁決前の措置)
第二十五條 収用委員会は、緊急裁決をしようとするときは、あらかじめ、収用後又は使用後においても補償金額を適正に算定することができるよう、土地及び物件の状況について必要な調査をしておかなければならない。ただし、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのにその調査を拒

み、又は妨げたときは、この限りでない。

(担保の提供)

第二十六條 収用委員会は、緊急裁決をする場合において、損失の補償の義務の履行を確保するため必要があると認めるときは、起業者が担保を提供しなければならない旨の裁決をすることができる。

2 土地収用法第八十三条第四項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「工事を完了」とあるのは、「損失の補償の義務を履行」と、同条第五項中「耕地の造成による損失の補償の義務」とあるのは、「損失の補償の義務」と読み替えるものとする。

(仮補償金の払渡し等)
第二十七條 第二十一条第一項ただし書の規定による仮補償金は、土地収用法第九十五条第一項及び第二項(第三号を除く)、第九十九条第三項及び第四項、第一百条並びに第一百四十四条の規定の適用については、同法第四十八条第一項の規定による裁決に係る補償金とみなす。

(担保の供託)
第二十八條 緊急裁決があつた場合においては、土地収用法第九十六条中「第八十四条第三項」とあるのは、「第八十四条第三項及び公共用地の取得に関する特別措置法第二十六条第二項」とする。

(仮住居の提供)
第二十九條 起業者は、第二十三条第二項の規定に基づく仮住居の提

供を裁決で定められた提供期間の始期までにしなければならぬ。

2 起業者は、第二十三条第二項の規定に基づき仮住居の提供を受けるべき者が仮住居への入居を拒んだときは、建設省令で定めるところにより、その仮住居が裁決で定められた条件に適合し、かつ、相当なものであることについて収用委員会の確認を受けなければならぬ。

3 起業者から裁決で定められた提供期間の始期までに仮住居の提供を受けなかつた者又は仮住居への入居を拒んだ者が居住の用に供している建物については、それぞれ、その提供を受けるまで又は前項の確認があるまでは、土地収用法第九十八条の規定は、適用しない。

(補償裁決)

第三十条 収用委員会は、損失の補償に関する事項で緊急裁決の時までに審理を尽くさなかつたものについては、なお引続き審理し、遅滞なく裁決しなければならぬ。

2 前項の規定による裁決(以下「補償裁決」という。)に関しては、この法律に特別の定めのあるものを除き、土地収用法中同法第四十八条第一項の規定による裁決に関する規定の適用があるものとする。ただし、同法第七章の規定は、補償裁決のうち、その裁決で認められた同法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求に基づく収用に係る部分に関しては、のみ適用があるものとする。

(残地収用等の場合における補償額算定の時期)

第三十一条 補償裁決において土地収用法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求を認める場合における土地所有者及び関係人の損失(同条第三項第三号に規定する損失を含む。)は、その裁決の時の価格によつて算定して補償しなければならない。

(土地収用法第四十四条の規定による権利者がある場合の替地等の要求)

第三十二条 土地所有者又は関係人は、仮補償金に対し土地収用法第四十四条の規定による権利を有する者がある場合においては、その権利を有する者の同意を得て、建設省令で定めるところによりその旨を収用委員会に届け出なければ、補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき旨の要求をすることができない。

(清算)

第三十三条 補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額との差額があるとき、及び補償裁決により補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき旨が定められたときは、起業者及び土地所有者又は関係人は、金銭をもつて清算しなければならぬ。

2 起業者又は土地所有者若しくは関係人は、補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額との差額につき、収

用又は使用の時期から前項の規定による清算金の支払の期限(その差額のうち、補償金の全部又は一部に代えて、替地が提供されるべき部分についてはその提供の期限、替地以外の給付がされるべき部分については補償裁決の時)までの期間について、年六分の利率により算定した利息を支払わなければならない。

(補償裁決で定める事項)

第三十四条 補償裁決においては、第三十条第二項ただし書に規定するものを除き、前条の規定による清算金及び利息の額並びに裁決に基づく起業者、土地所有者又は関係人の義務を履行すべき期限を定めなければならない。

2 補償裁決においては、起業者が裁決に基づく義務の履行を怠つた場合に支払うべき過怠金を定めることができる。

(物上代位)

第三十五条 先取特権、質権又は抵当権の目的物が収用され、又は使用された場合において、補償裁決で定められた補償金額が緊急裁決で定められた仮補償金の額をこえるときは、これらの権利は、第三十三条第一項の規定による清算金に対しても行なうことができる。ただし、その払渡し前に差押えをしなければならない。

(同時履行)

第三十六条 起業者が補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき場合において、土地所有者又は関係人が第三十三条の規定により支払

うべき清算金及び利息があるときは、起業者又は土地所有者若しくは関係人は、相手方がその義務を履行するまでは、自己の義務の履行を拒むことができる。

(強制執行)

第三十七条 補償裁決に対する土地収用法第三十三条第一項の規定による訴の提起がなかつたときは、その裁決は、第三十三条の規定による清算金及び利息又は第三十四条第二項の規定による過怠金を請求する権利の強制執行に關しては、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百五十九条第三号の規定による債務名義とみなす。

2 土地収用法第九十四条第十一項及び第十二項の規定は、前項の場合に準用する。

(建物による補償)

第三十八条 特定公共事業の用に供する土地にある建物の所有者は、その建物が収用される場合において、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求をするときは、その建物に対する補償金の全部又は一部に代えて、その要求に基づいて提供される土地にある建物をもつて、損失を補償することを収用委員会に要求することができる。

2 特定公共事業の用に供する土地にある建物の賃借人(一時使用のため建物を賃借した者を除く。)は、その建物が収用されるときは、その建物の賃借権に対する補償金の全部又は一部に代えて建物の賃借権をもつて、損失を補償す

ることを収用委員会に要求することができる。

3 前二項の規定による要求及びその要求に基づいて提供される建物又は建物の賃借権に關しては、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求及びその要求に基づいて提供される同項に規定する替地の例による。

第四節 土地収用法による

事業の認定を受けている事業及び都市計画事業

第三十九条 土地収用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業に係る特定公共事業の認定については、第四條第二項第三号から第五号まで及び第三項、第八條、第九條並びに第十二條の規定は、適用しない。

2 土地収用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業で特定公共事業の認定を受けたものについては、第十三條の規定にかかわらず、同法第二十九條中「第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、「公共用地の取得に關する特別措置法第十條第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とする。

3 前項に規定する事業については、土地収用法第二十条の規定に

よる事業の認定が同法第二十九条又は第三十条第四項の規定によりその効力を失つたときは、特定公共事業の認定も、将来に向かつて、その効力を失う。

4 都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業についてした特定公共事業の認定は、起業者が第十條第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年以内に土地収用法第三十一条の規定による土地細目の公告の申請をしないときは、期間満了の日の翌日から将来に向かつて、その効力を失う。

5 土地収用法第三十一条第二項の規定は、第二項に規定する事業については、同法第二十条の規定による事業の認定が同法第二十九条の規定によりその効力を失う前二週間、都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業で特定公共事業の認定を受けたものについては、その認定が前項の規定によりその効力を失う前二週間においては、適用しない。

6 土地収用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業で、土地収用法第三十三条の規定による土地細目の公告がその効力を有する期間中に第十條第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつたものの当該土地細目の公告に關しては、第十六条の規定にかかわらず、同法第三十九条第四十一条及び第一百六条第一項中「一年」とあるのは、「一年以内で公共用地の

取得に關する特別措置法第十條第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から六月」とする。

第四十条 都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業で、同法第二十条第一項の規定による裁定の申請前に第十條第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつたものについては、同法第二十条の規定は、適用しない。

第四章 雜則
（土地収用法第二百三十三條の規定の適用）
第四十一条 特定公共事業については、土地収用法第二百三十三條の規定は、適用しない。

（訴訟及び訴訟）
第四十二条 第二十二條の規定による請求に係る裁決があつた場合における土地収用法第二百九條第二項の規定の適用については、その裁決は、同法第七十八條の規定による請求に係る裁決とみなす。

2 緊急裁決のうち、仮補償金及び第二十一条第二項の規定により裁決書に記載された事項については、損失の補償に關する訴を提起することができない。

（期間の計算及び通知の方法）
第四十三条 土地収用法第三十五条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による期間の計算方法及び通知の方法について準用する。

（手続の承継等）
第四十四条 土地収用法第九條、第十條、第二百七條及び第二百三十三條の規定は、この法律又はこの

法律に基づく命令の規定による起業者並びに土地所有者及び関係人の権利義務及び手続その他の行為について準用する。

（権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に關する準用規定）
第四十五条 第二章、第三章（第三十一条を除く）、第四十一条、第四十二条及び前條の規定は、土地収用法第五條に掲げる権利若しくは同法第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合又は同法第七條に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。この場合において必要な技術的設備又は、政令で定める。

（現物給付）
第四十六条 特定公共事業に必要な土地等を提供する者がその対償として土地又は建物の提供、耕地又は宅地の造成その他金銭以外の方法による給付を要求した場合において、その要求が相当であると認められるときは、特定公共事業を施行する者は、事情の許す限り、その要求に應ずるよう努めなければならない。

（生活再建等のための措置）
第四十七条 特定公共事業に必要な土地等を提供することによつて生活の基礎を失ふこととなる者は、前條の規定による要求をする場合において必要があるとき、又はその受ける対償と相まつて実施されることを必要とする場合においては、生活再建又は環境整備のための措置で次の各号に掲げるものの

実施のあつせんを都道府県知事に申し出ることができ、
一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に關すること。
二 住宅、店舗その他の建物の取得に關すること。
三 職業の紹介、指導又は訓練に關すること。
四 他に適当な土地がなかつたため環境が著しく不良な土地に住居を移した場合における環境の整備に關すること。

2 前項の規定による申出は、政令で定めるところにより、書面で行ななければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による申出があつた場合において、その申出が相当であると認めるときは、関係行政機関、関係市町村長（都の特別区の存する区域にあつては、関係特別区長）、その申出をした者又はその代表者及び特定公共事業を施行する者と協議して、生活再建計画を作成するものとする。

4 特定公共事業を施行する者は、生活再建計画のうち、特定公共事業に必要な土地等を提供する者に対する対償となる事項を実施しなければならない。

5 国及び地方公共団体は、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限り、生活再建計画の実施に努めなければならない。

（公共用地審議会）
第四十八条 特定公共事業の認定に關する事項を審議させるため、建設省の附屬機關として公共用地審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第四十九条 審議会は、委員七人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て建設大臣が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

（政令への委任）
第五十条 この法律に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項その他この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（建設省設置法の一部改正）
2 建設省設置法（昭和二十三年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項の表中公共用地取得制度調査会の項を次のように改める。

公共用地審議会	公共用地の取得に關する特別措置法（昭和三十一年法律第百三十三号）に基づき認定に關する事項を審議すること。
---------	--

第二十二条を次のように改める。

第二十二條 公共用地審議会は、

第十条第一項に規定する事項のほか、昭和三十一年三月三十一日までの間に限り、建設大臣の諮問に依りて公共用地の取得に伴う損失の補償の基準その他公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることが出来る。

理由

特定公共事業に必要な土地等の取得に關し、土地収用法の特例、生活再建等のための措置その他必要な事項に關する規定を整備して、これらの事業の円滑な遂行と土地等の取得に伴う損失の適正な補償の確保を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○加藤委員長 提案理由の説明を聴取いたします。

中村建設大臣。

○中村國務大臣 ただいま議題に相なりました公共用地の取得に関する特別措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、狭隘な国土に多数の人口を擁しておりますが、國の事情といたしましては、經濟の發展と國民生活の向上をはかりますために、国土を最も合理的に利用することが必要でございます。このため、公共事業あるいは公益事業を今後一そう推進することの必要性が要請されているのでございます。

政府といたしましては、この点にかんがみて、公共投資の拡充強化を重視いたし、所要の措置を講じている次第でございます。

しかしながら、公共事業及び公益事業の増大に伴ひまして、これらの事業に必要な用地も相当増加して参つておるのでございしますが、これらの公共用地を取得することが、御承知の通り、次第に困難となつておりますために、事業の円滑な執行に著しい支障を及ぼしている現状でございます。

従ひまして、公共用地の取得難につきましましては、早急にこれに対する適切な措置を講ずる必要が痛感されるところでございしますが、この問題は、私権の保護と公共目的の遂行との調整につきましまして特に慎重な配慮を講ずる必要がありまので、政府といたしましては、広く各方面の學識経験者の検討を経た上でその対策を樹立することが適當であると考へまして、昨年七月、建設省に公共用地取得制度調査会を設置いたし、公共用地取得制度の改善について諮問をいたした次第でございます。

公共用地取得制度調査会におきましては、昨年以来終始慎重かつ熱心な調査審議を重ね、本年三月一日付をもつて答申が行なわれた次第であります。

政府といたしましては、この公共用地取得制度調査会の答申の趣旨を十分に尊重し、さしあたりその用地取得難を緊急に打開することを要する特に緊要な事業に限つて土地収用法の特例等を設けることによりまして、これらの事業の円滑な執行とこれに伴う損失の適正な補償の確保をはかる方策について立法化を進めて参りまして、ただ

いま議題になりました公共用地の取得に關する特別措置法案として提案いたし、御審議をいただく運びとなつたものであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に本法律案の要旨について御説明を申し上げます。

まず第一に、この法律案により用地の取得について特別措置を適用すべきものとした対象事業の範囲につきましましては、公共の利益となる事業のうち、特に公共性及び緊急性の高い道路、鉄道、空港、通信、治水、利水、電力等の重要事業について必要最小限度のものを法律に限定列挙し、さらにこれらのうちから、個々の事業について具体的に建設大臣が特定公共事業として認定したもののついてのみ特別の措置を適用するものとしておりす。なお、新たに建設省に公共用地審議会を設置し、建設大臣が特定公共事業の認定をする際にはその議を経なければならぬものとしていたしまして、特定公共事業の認定に慎重を期している次第であります。

第二に、これらの特定公共事業の円滑な執行をはかる措置を講ずることといたし、まず、その一として、事前の説明等を義務づけております。すなわち、特定公共事業となるべき事業の目的、内容及び緊急性等について、あらかじめ地元住民等に対して説明し、またはこれらの者から意見を聴取する等の措置を講ずる義務を事業施行者に課することといたしております。

その二といたしまして、特定公共事業の取用手段が円滑に進む措置といたしまして、事業認定及び土地細目公

告の有効期間の短縮、事業認定または裁決の申請書の縦覧を市町村長が怠つた場合の都道府県知事の代行、土地調査または物件調査を作成するための立ち入りを拒まれた場合は妨げられた場合の特例等、所要の措置を講ずることといたしております。

その三として、緊急裁決の制度を新設いたしました。すなわち、取用委員会の裁決が遅延することによつて事業の施行に支障を及ぼすことのないよう、そのおそれがあると認められるときには、損失の補償に關する事項でまだ審理が尽くされていないものがある場合であっても、取用委員会が概算見積もりによる仮補償金を定めて緊急裁決をすることが出来る制度を新設いたしました。これに伴ひ、緊急裁決が行なわれる場合におきましては、取用委員会が取用後または使用後において補償額を適正に算定することができよう所要の措置を講ずる義務、取用委員会が必要と認めるときには事業施行者が担保を提供する義務、緊急裁決の後確定補償額について裁決があり、かつ、差額が生じたときには利息を付して清算する制度等につきましてあわせてこれを規定し、被補償者の保護をはかる道を講じております。

第三に、特定公共事業に伴う損失の適正な補償を確保する措置を講ずることといたしております。

その一として、現物補償の裁決の規定等を整備いたしました。現在土地収用法によつて認められていたかえ地の提供、宅地の造成等の現物補償のほか、建物の提供による補償の裁決ができる制度を新設いたしますとともに、緊急裁決が行なわれる場合におきまし

ては、被補償者からの物件の逆取用の請求及び仮住居の提供の要求を認める制度を新たに設けることといたしております。

その二としては、当事者の協議により土地等を買取する場合におきましても、土地、建物等現物による給付の要求があつたときは、事業施行者は、できるだけその実現に努めなければならぬことといたしております。

その三として、生活再建対策の規定を設けました。特定公共事業に必要な土地等を供するため生活の基礎を失ふこととなる者に対しましては、それらの者の申し出によつて、都道府県知事が関係行政機関、関係市町村長、申し出をした者の代表及び事業施行者と協議を行ない、生活再建計画を作成し、この計画に基づいて、土地もしくは建物の取得、職業の紹介、指導もしくは訓練、またはやむを得ず環境不良の土地に転居した場合の環境整備に關する所要の措置をとることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さい。さう御願ひ申し上げる次第であります。

○加藤委員長 本件についての質疑は次会に譲ります。

○加藤委員長 次に、道路に關する件につきまして調査を行ないます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。

金丸信君。

○金丸委員 新道路五カ年計画の中央道の建設に対する賛同をいたしたいと思つてあります。

政府が唱道する所得倍増計画の眼目は、農村と都市、大企業と中小企業間、地域相互間に存在する生活及び所得の格差を正に努める点にあることは、今さら申し上げるまでもないこととでございます。地域間の経済格差を是正するための措置といたしまして、第一に着手しなければならぬ命題は、

京浜、中京、阪神等の大都市と、経済発展に取り残された地域との交通の便を抜本的に改善することであると私は思うのであります。新道路整備五カ年計画の策定にあたっては、当然この政府の経済的な地域格差の是正を眼目とした基本政策が織り込まれていなければならないと思っておりますが、さらに、一月二十四日に閣議で決定されました新道路整備五カ年計画の二兆一千億円を総額とする投資額のうち、京浜、中京、阪神等の大都市と経済の後進地域との交通関係を抜本的に改善するために必要な先行的道路、高速自動車道路の建設費について、政府はどのくらいの予算を計上しているか、具体的に大臣に御答弁願いたいと思っております。

○中村国務大臣 実は、新道路整備五カ年計画の総額が御指摘のようにきまりまして、中央自動車道の資金についてどういふような繰り込み方をするかという点につきましては、目下他の道路施策との関連等を考慮いたしまして検討をいたしておる最中でございます。私どももいたしましては、すでに国会で議決をされております中央自動車道の建設につきましてもできるだけ配慮をして参りたい、かような心がまえでおる次第でございます。

○金丸委員 ただいま、できるだけ早い機会にというお話ですが、ぜひこれほど早くやっていたらどうかと思っております。

なほ、中央自動車道の東京―小牧間は、経済発展に取り残された地域であります山梨県、長野県、岐阜県あるいは飛騨、及び神奈川県の津久井郡相模湖町等、京浜、名古屋の大都市の間をわずかに一時間ないし二時間以内の短時間で結ぶ最新の交通手段となるものであると思っております。中部地方の後進地域を距離の上で一挙に京浜、名古屋の近郊地域と引きつけることになるわけでありまして、従って、中央自動車道はこれらの後進地域と京浜、名古屋の間に存在する経済的な地域格差を抜本的に是正するために必要不可欠の交通手段であり、国会がこうしたい地から国策として採択したものであるわけでございますが、政府は新道路整備五カ年計画に中央自動車道の建設費を幾ら計上するのか。建設大臣は、たしか一月二十四日の閣議のあとで、一部の報道関係者に、東海道幹線自動車国道に七億八千萬元、中央自動車道に七億八千萬元の建設費を計上することになろうと言った、という事を私は承ったのですが、そういう事実があるかどうか、お聞かせ願いたいと思っております。

○中村国務大臣 今のようには明確に申し上げた記憶はないのであります。以前、建設省内部におきまして、中央道と東海道との比較の上で若干の差のあるような案を考へておった時代が、ありますので、どこか非公式の場所、私、そういうような意味を漏らしたことがあるかと思うのであります。金額あ

るいは規模、あるいは中央道と東海道をどういふふうに扱って進行させていくか、こういう点につきましては、先ほど申し上げましたように、目下いろんな角度から慎重に検討を続けておる最中で、これらについて、できるだけすみやかに結論を得まして明らかにしたい、かように存じておる次第でございます。

○金丸委員 先ほど来、慎重に検討しているというお話ですが、これは建設省だけで慎重に検討しておるといふことでしか、それとも、大蔵省とも折衝して検討中という事でございましょう。その辺も承りたいと思っております。

○中村国務大臣 建設省一存のみでも決定ができませんので、いずれ大蔵省とも最終的な仕上げについて十分に協議いたさなければならぬこととでございますが、同時に、これらの道路は日本道路公団が担当施工することにも相なりますので、関係の道路公団等とも協議を続け、また、その他の方面の御意向等も聴取いたしまして、できるだけ各方面の意見を織り込んで進んで参りたい、かような心がまえで当たっておる次第であります。

○金丸委員 できるだけ急いで検討中だというお話ですが、そうすると、ただいまのお話を承りますと、大蔵省とはまだ折衝の段にはなっておらない、そういう状況ですか。

○中村国務大臣 まだ最終的な大蔵省との折衝に入っておりません。

○金丸委員 実は三月十六日の大蔵委員会、私の同志の細田義安代議士から主計局長に質問したところが、まだ事務的な折衝は全然相談を受けておらないという状況であります。そ

ういうことになる、中央道の問題あるいは有料道路の問題等もなかなか促進しないと思っております。ぜひ一つ、大臣の先ほど来のお話の通り、できるだけ早く予算をつけていただくような方途を考へていただきたい。実は私は山梨県であります、山梨県の官民すべてが、予定路線の法律もでき上がったので、一日も早くこの道路を作ってもらいたい。最近何か中央道がだめになったのじゃないかという山梨県民の考えもあります、私は、この中央道というものは、経済効果もさることながら、中央道によって一つ政治の夢を實現するのだというところに、一つの日本精神の作興という面もあるだろうと思つて、そこで、ぜひ一つ、山梨県民ばかりでなく、長野県、岐阜県の人にも失望しないように御配慮願いたいと思つております。

次に御質問申し上げたいことは、政府は、中央道と東海道に対しては、両案の成立した経緯を十分勘案して、両案に同額の建設費を配分しなければ、政府は関係地元から不公平のそしりを受けることになるのではないかと。建設大臣はこれについて、先ほど私が申し上げましたように、東海道に七億八千萬元、中央道に七億八千萬元あるいは八百億、その半分が中央道だといふような御意見を私は漏れ承ったのですが、そういうことはちよつと不公平じゃないかという感じもするので、それについて御所見を承りたいと思つております。

○中村国務大臣 具体的にまだわれわれは、どういふ実行手段をとっていくかという点について、腹がまえができておりません。この点につきましては、中央自動車道につきまして

国会で審議をされ、法律が議決成立をいたしております経過等にかんがみまして、十分慎重に進め、また、各方面の要望等も十分取り入れて、結論を得るよう努力していきたいと思つております。ただ、先ほどお話ししたとおり、たまたま、中央道はだめになったんじゃないかという説も地元にあるという事ですが、さようなことは絶対にございせんことをここで申し上げておきます。

○金丸委員 なほ、重ねて、こういう御質問をしては失礼だと思つて、すが、中央自動車道のうち東京―富士山麓間について、池田総理が再度にわたりまして、富士吉田間だけはオリンピックまでに何とか一つこれを完成いたしたいと言つておるのです。ことに山梨県の人たちは、あるいは長野県の人、岐阜県の人、あるいは長野県の人、池田総理はうそを言わない人だといふ感じを持つておるのです。建設大臣はこれに対して、先ほど御意見を承りましてよくわかるわけでありまして、この問題を早急に解決して、オリンピックまでに間に合はせろといふ総理の言葉を思い出すと、私たちがしろとていろいろ推測してみますと、おそくとも本年の九月ごろまでにはこの整備計画を立てて、そして日本道路公団に建設命令を出さなければならぬ。また、日本道路公団は、おそくとも三十七年早々には工事に着手しなければオリンピックまでには間に合はな

いだろう、こう考えますから、総理の公約は実行不可能になるかと思つておるわけでありまして、それに対して一つお考えを承りたいと思つております。

○中村国務大臣 実は、池田総理からも、ごく内々のいろいろな話をしておりました。それから、せめてオリンピック大会開催までに富士吉田辺まで建設することはできないか、というお話がございまして。私も、総理が非常に熱意を傾けておられることは、よく承知するものでございますが、ただ、うかつなお答えもできませんので、いろいろ関係当局等とも協議をしてみたいのでございますが、オリンピック開催までには正味もう三年くらいはかかると思いますので、それまでにそれだけの地域を完成するということは、用地の関係、工事等の関係から見ても、どうしてもこれは困難である。オリンピック大会開催にあたりましては、外国客もたくさん参りますので、これらの人たちは開催の時期その他から言いますと、まあ富士山の方へ行つてみようというところにもなろうし、その他今度の新五カ年計画にかんがみまして、一般国道等の整備計画を立てておられますので、国道としてはそれまでに改修を終わり、舗装を完了する、これは可能でございます。間違ひなくできそうでございます。あわせて、自動車道につきましては、並行して考えていきたいと思ひますが、どうも事実上正味三年の期間で完了するということは、すべての点を総合して困難のように私、承知をいたしておりますので、その旨をありのまま総理にも報告をいたしておきました。ような次第でございます。

○金丸委員 それは、もちろん東京の方から工事するわけじゃないでしょうし、土地収用という問題もあろうと思うのですが、山梨県は県有地がその予定路線には非常に多いものですから、

県は全部提供してもよろしいというよりな協力的な考えも持つておられるわけであつたので、ぜひ一つこの問題につきましても、格別の御配慮を願ひたいと思ひます。

道路局長に一つお伺ひしたいのです。中央自動車道、東京―小牧間の調査費として四千万円計上してあると思ひます。そのうち約二千万円ほどを東京―富士山麓間の調査費に充てるといふような話を聞いておられるのですが、そういう事実があるわけでありまして、お伺ひいたします。

○高野政府委員 お答えいたします。中央道の調査費は、三十六年度に四千万円をちよだいしておられるわけでございます。この四千万円の調査費は、三十五年度に引き続きまして気象調査、地質調査、計画線調査、経済調査、設計調査などを行なうわけでございます。東京と富士吉田間につきましては、このうち土木研究所等で行ないます基本的な調査を含めまして、全線に共通なものを含めまして配分してみますと、約千八百万程度になります。その千八百万の内訳をいたしましては、

気象調査、計画線調査、経済調査、起点の調査、特に東京―富士吉田間につきましては、代表的な構造物も設計してしまふという設計調査、用地の調査等でございます。特に計画線の起点の調査につきましては、三十二年、三年にやりました計画線調査のうち、東京に近いうちにおきましては、その後住宅団地ができたり、工場ができたりいたしましたので、多少その辺の調査を再確認する必要があると思ひますので、そういう調査をしたいと思つております。

○金丸委員 聞くところによりますと、比較路線の研究と交通量の調査だといふようなことをいわれておられるのですが、比較路線について調査するといふような調査費がこれの中に入つておられるのですか、お伺ひいたします。

○高野政府委員 計画線につきましては、ただいま申し上げましたように、東京周辺、東京―八王子間におきましては、最初のルートに對しまして、住宅団地その他の築造物ができたりいたしましたので、多少計画線の変更をする必要があるのではないかと、このこと、比較線検討をやつております。

○金丸委員 そうすると、大体の建設省の中央道の予定路線の本筋は、八王子から上野原、上野原から大月、大月から富士吉田という線に沿つていくという考へで、この調査あるいは今後の工事の促進という面はお考へですか。

○高野政府委員 計画線につきましては、ただいまお話しがございました大月線のほかに、道志線があつたわけでございますが、これらにつきましては、私も、最も最後の検討を十分にして路線を決定していくというつもりでございます。

○金丸委員 ただいま道志線、秋山線のお話しも出たわけでありまして。これは一つ今後の参考資料に十分入れておいていただきたいと思ひますことは、山梨県の県民感情というものは、先ほど私が申し上げました上野原―大月―富士吉田、この線を九分九厘考へておられて、秋山―道志線といふことは全然県民感情としては考へておられぬ。もし秋山、道志を通るといふようなことになると、山梨県の県民感情として

は非常な混乱を生じてくるというよりな面があるわけでありまして、ぜひ一つ上野原―大月―吉田線について、格別の御高配を中央道についてはお願いしたいといふことを付言してお願ひする次第であります。

なお、調査費の問題につきまして、今まで一億六千万ばかり金を使つて調査をしておられるわけですが、精密に道路の調査や計画やなんか立てていくといふことになるならば、むしろ建設省直営でやつた方がよいのではないかと、道路公団にまかすということでないか。その調査をある程度道路公団もやるのだから、あるところまできたら道路公団に仕事をまかして、建設大臣が命令を出してやつたらいいのではないかと、いろいろにも思ひますが、どういふものでしょうか。局長に一つお伺ひいたします。

○高野政府委員 ただいまのお話は、調査は道路公団にある程度やらした方がよいのではないかと、ということでございます。

○金丸委員 そういうことです。ましては、従来の経緯もございましたので、建設省が中部地方建設局、関東地方建設局に命じて、それぞれ直轄でやつたのでございしますが、もちろん調査につきましては、道路公団にある程度やらすということも考へられるわけでありまして、ことに東京周辺の調査等は、道路公団も都市周辺の調査費の予算も持つておりますので、協力しているわけでありまして、その他につきましては、基本計画ができるまでは建設省が自分でやつた方が、今までの関係上むだがないということ、

続けて参つたのでございまして、私どもは調査は今年度の四千万円をもちまして大体の結論が出るのではないかと、こう考へております。

○金丸委員 昭和三十四年十二月に建設省が発表した中央自動車道東京―小牧間調査報告書によりますと、「中央自動車道の性格を考へる場合における特に重要な要素である沿道の開発計画及びこれによつて生ずる開発交通量については目下調査中であるので、その取りまとめを終わるのを待つて追補する予定である」と書いてあります。この調査報告書は、公表されてからすでに一年以上たつておられるわけですが、重要な要素である沿道の経済開発調査の報告書がいまだ公表されていないわけでありまして、建設省の委託を受けておられるところの日本経済研究所では、すでにその調査は済んでおる。その報告書は各関係県にも配付されているわけでありまして、これによると、中央自動車道の開発効果はすばらしくして、昭和五十二年の沿道都県民の所得は倍増どころではなくて、実に五倍になると報告しておる。この報告書を、前に建設省は追補するということを言つておられるわけですが、中央自動車道の建設を促進する上にきわめて重要な効果を持つこの報告書を、建設省は約束しておきながら、何で発表されないのか。先ほど来のお話を承れば、建設省の考へも十分わかつたのです。が、中央道をおくらせるために、こういう有意義な報告書を出したのであるまいか。むしろ、これはしまつておく方がいいぞ、というよりなことではございませんかと思ひます。要は、先ほど来のお話、局長さんのお話でわかる

八

のでありますが、ぜひ一つこの中央道の問題は、後進地域、山梨、長野、岐阜県の県民各位の悲願であるわけでありますので、この県民の悲願、遠大な夢を、後進地域の未開発の三県民のために格別の御高配をいただいて、一日も早くこれを着工に取りかかれるようにお願いを願うことをお願い申し上げます。

○加藤委員長 前田義雄君。

○前田(義)委員 ただいま中央道についてのいろいろな御質問があったわけでありますが、私も一、二点、建設大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

建設省並びに日本道路公団のお考えを、いろいろな観点から総合して考えますと、どうも中央自動車高速道路につきましても、東京―富士山麓、その区間におきましては十分採算がとれるというふうなお考えのもとに、日本道路公団で早くこの道路を完成をするようにすべきであるというお考えがあるやに承るし、また一方、富士山麓から小牧間の関係におきましては、事実上採算がとれないというふうな考え方から、その建設については疑問があるんだ、こういうお考えがあるやによく話を承ることがあるわけです。

今もいろいろお話がありました、中央自動車道路は、御承知の通り、名神高速自動車道と関連をいたしまして、京浜並びに中京、阪神を結ぶところの幹線高速自動車道形成するものでありまして、そういう意味からいいますと、ただ単に、有料道路で、しかも採算がとれないんだというふうな考え方からだけでこれを律せられるというところは、はなはだ遺憾に存じておる

次第であります。従つて、特に先ほどお話がありましたように、現内閣の一番大事な地域格差の解消、あるいは生産基盤の充実というふうな観点からいたしまして、この際やはり、そういう観点に立たないで建設計画がされるべきものであると思うのであります。建設大臣は、東京―富士山麓は有料道路として建設するんだというふうなお考えなのか、全線、小牧間まで有料道路として建設するということをお考えをはっきり持っていていらっしゃるのか。そういう点についてお伺いいたしたい。

もう一つ、富士山麓―小牧間というもの、有料道路として採算がとれないんだというふうなお考えであるならば、そういう場合にどういう対策を立てておられるのか。あるいは聞くところによりますと、一般道路のワクを拡大して、そうして高速自動車国道というふうなものによつて建設するんだというふうな聞きわけも聞く場合があるのではありませんか。この点につきましても、建設大臣としてのはっきりした御所見を一つ承つておきたい。

○中村国務大臣 中央自動車道法がすでにできておりますので、私どもの使命としては、東京―小牧間を完成することが使命でございます。その考え方に立つて今後進めて参りたいと思ひます。ただ、経済効果あるいは工事の難易、いろいろな事情がございますので、それらの点を勘案いたしまして、可能なところから早く口をあけて進行させたい、という気持を実は持つております。法律の定められた精神にの

とつてわれわれとしては進めて参りたい、かように考えております。

○前田(義)委員 ただいま承りますと、東京―小牧間は、予定の通り有料道路として建設を進めていくんだ、というふうな建設大臣がお考えになつておると了解していいと思うのであります。御承知の通り、先ほどもお話がありました、日本経済研究所の調査によりますと、経済効果というものは、富士山麓―小牧間におきまして十分には上るんだというところは、これは、はっきりした調査研究に基づいた資料によるわけでありまして、さらにまた、東京―富士山麓間にも、小牧あるいは岐阜県内での多治見、中津川、さらに長野県に入りまして飯田、その間におきましての交通量というものが、この一、二カ年に激増いたしまして、この間におきましても、十分に東京―富士山麓間に匹敵するくらい交通量が激増しつつあるというところは事実でございます。さらにまた、将来の経済効果という点から考えましても、富士山麓―東京間という考え方のみに立たれるということでは、はなはだおもしろくないというところを考えると、どうしてもやはり、東京―小牧間を完成することが、名神高速自動車道と関連をいたしまして絶対必要であるというところを考えた上で、今後事業配分、あるいは事業費の配分等につきましても、ぜひともそういう観点に立たれまして、あるいは東京―富士山麓間、あるいは小牧―飯田間というふうな、同時着工というふうな考え方も特に一つ建設大臣において御配慮願ひたいと思ひますが、これについての御所見を承りたいと思ひます。

○中村国務大臣 御指摘のように、もちろんわれわれとしては、全線をいかにして貫通させるかということに基本を置きまして、力を注いで参りたいと思つておるわけでございます。

なお、どこから着工し、どこからどうするかということにつきましては、現在も検討いたしておる最中でございます。全体が一度にできるわけではございませんので、工事の技術的な関係、あるいは経済効果、その他諸般の問題を勘案いたしまして、可能なところから進めて参りたい、かように考えておる次第でございます。

それから、先ほどの有料道路のお話でございますが、中央自動車道法におきましては、必ずしも有料道路に限つてはならないわけでございますが、今回立てました道路五カ年計画におきましては、有料道路で少なくともこの五カ年間はやっていくという考え方に立つて、目下進めておるようなわけでございます。

○加藤委員長 中島巖君。

○中島(巖)委員 実は、きょう道路問題が出るというふうなことを予想せずに来まして、資料もありませんけれども、関連いたして、中央自動車道の点について質問いたしたいと思ひます。

質問の第一点といたしまして、名神高速道路の工期の件についてお伺いいたしたいと思ひます。これは時間もありませんから、ごく簡単に申し上げますと、かつて、ここへ道路公団の總裁の岸さんと呼ばれたことがあるので、当時、道路公団は年々の予算要求に対して一割か二割しか金を使つておらぬ、実にずさんきままるものじやないか。一々その年の予算の数字、出来高の数字をあげて、過去三カ年間に

いて予算要求をして予算を獲得した額のわずかに一割か二割しか使つておらぬ、実に怠慢じやないか。会計法から考えましても、次年度に繰り越すことができるということがあつても、こういうずさんな予算内容ではいかぬじやないか。それが一年くらいならいいが、二年も三年も、毎年そういう状態じゃあないか。――こういうことを私はこの席で追及したのであります。けれども、それに対しては、岸總裁は、ずさんであるとかいうようなことについて、何ら申しわけないという色が見えない。そして、工期の昭和三十

七年の供用開始までは最初の計画通りに必ずできる、こういうことを言つていたのであります。また、村上建設大臣も、私が、この名神高速道路の工期のおくれは、これは阪神の経済地区において非常な不利益になることであるから、大丈夫かと念を押したところから、あれは一年でもできる仕事だ――今度は速記録を持ってきて、一々速記を読んで質問いたしますが――そういうことを言っている。ところが、現在聞いてみると、昭和三十三年度供用開始というものが、昭和三十九年度でなければ供用開始ができない、こういうふうな話を聞いておるわけでありまして、実に国会をなめた答弁を現在までしておる。私は岸總裁を呼んでこれらを究明いたしたいと思つておりますけれども、実際に、工期の点についてどういう見通しを建設省は持つておるか。これは道路局長の答弁でよろしい。

○高野政府委員 お答えいたします。名神高速道路につきましても、御指摘

だとか、こういうものが出てくるわけ
です。従いまして、少なくとも基本計
画は、東京一小牧間を今年中に私は樹
立すべきものである、こういうふう
に考へるし、また局長も、前の委員の質問
に對して、大体本年度結論が出るとい
う答弁をされておる。従つて、基本計
画は必ず本年度中にこさえる、それか
ら、一部は着工のできるように設備計
画を策定して審議会の議にかける、こ

れだけのことは、少なくともこの席において言明すべきものであると私は思うのですが、お考えはいかがでありますか。

○高野政府委員 お答えいたします。

基本計画につきましては、ただいまお話しになりました通りの部分があるわけでございますが、私どももいたしましては、ここで施行主体をきめるという関係がございましたので、できるだけ調査を進めまして、道路公団で有料道路でやる方向に持っていく必要があるのかと思っておりますので、調査を入念にやったわけでございます。

また、ただいまお話しただきましましたように、基本計画は三十六年度にはできるだけの調査を終わることができるところであるというところは、私は前の委員会でも申し上げたわけでございますが、その通りであるかと思っております。ただ、ここで私どももいたしましては、基本計画は私どもは作るわけでございますが、今度の五カ年計画にどういうふうな中央道を繰り込めるかという問題もございまして、各省関係機関と十分協議をいたしまして、促進して参りたいと思っております。

なお、整備計画と基本計画につきましまして、ただいまお話しのように、基本計画を全線いたしまして、整備計画は一部でもよいというお話をいただいたわけでございますが、この点につきましまして、私ども、どういふふうに基本計画と整備計画を作っていくかという問題を、ただいま研究中でございます。

○中島（慶）委員 今五カ年計画の金の関係は金の関係もあれども、それは基本計画は金の関係もあるでしょうけれども、法律上には私はないと思いま

す。そうして、今の局長の答弁を聞いておりますと、この基本計画を構立する上において施行主体をきめなければならぬ。この点について問題があるて、きまらぬ。こういうふうに私、了解したのでありますけれども、そういうふうに了解していいですか。

○高野政府委員 基本計画におきまして施行主体をきめる必要がありますので、入念に調査をした、ということでございます。

○中島（慶）委員 そうすると、これは今度は大臣の問題になるわけなんです。

結局、この基本計画は大ざっぱなもので、主たる経過地ということできまるわけで、今まで建設省が数年にわたって一億数千万円も使って、まだ基本計画もきまらぬということ、実に意慢であるか、あるいは故意でやっているか、この二つしか私は考えられないのです。

ところが、今、局長の答弁で明らかになりましたことは、この基本計画の中に施行主体をきめなければならぬところがある、これはごもつともだと思っております。従いまして、この施行主体という問題になると、これは非常に大きな問題でありまして、先ほど前の委員からお話があった、また大臣の答弁にもありましたように、すなわち国土開発縦貫自動車道中央自動車道は、別に有料道路でやるという規定はなくして、高速自動車国道でやるのでありますから、従いまして、また道路公団でやらせるという規定もないわけでありま

す。かつて村上建設大臣は、飯田付近までは西の方は有料道路でやる、東京から富士吉田付近までは有料道路で

やり、その間は公共事業としてやらねばならぬかもしれぬ、というような発言をこの委員会ですらされておたわけです。そうなると、当然、今、局長の答弁のように施行主体をきめざるを得ぬ、こういうことになってくるのです。これは一に大臣の裁断に待たねばならぬ問題であるのですが、これに対して御所見を承りたい。また、今まとまった御意見がないといたしまして、これは数年間問題になっておるものでありますから、大臣は熱意を持って早急にこの問題を解決せねばならぬ立場になっておる、こういうふうに考えるのですが、大臣のお考えをお伺いしたい。

○中村国務大臣 御指摘の点は、私といたしましては十分検討をいたしまして、この精神に沿うようにやって参りたいと思っております。

ただ、今の道路整備五カ年計画から申しますと、先ほど申し上げましたように、日本道路公団にこの五カ年計画の事業はやらせるような方針に考えております。従って、もし基本計画等を作り出す場合におきましても、前期五カ年と申しますか、現在の五カ年計画でやる部分だけについての基本計画というところに、あるいは将来の事業主体というものが決定することができなければ、部分的にきめていくより仕方がないということになるかもしれせんが、それらの関連につきましましては、今後一そう慎重に研究いたしたいと考えています。

○中島（慶）委員 どうも大臣は、道路公団に対しての認識が、何と申しか、非常に間違っていると思っております。先ほど前の委員に対する答弁で、大蔵

省と打ち合わせる必要があるかという質問を、たしか金丸委員だったか、いたしましたら、大蔵省とも当然打ち合わせしなければならぬ、道路公団とも打ち合わせなければならぬ、こういうことを言われておる。別に道路公団と打ち合わせる必要はないじやありませんか。大臣の権限で基本計画、整備計画をこしらえて、そうしてその後において、公団に有料道路としてやらせるかどうかというのをきめればよいと思っております。道路公団は、先ほど申しましたように、この予算を取って、工期のおくれをおとるのを追及いたしまして、自分の誤りであったというふうなことを一口も言わずに、必ず工期内の三十七年に供用開始ができます、ということをご自分で言っておる。そういうふうになっておる。

それで、道路公団のことに触れて一言お尋ねいたしますけれども、道路公団の筆頭理事の菊池さんのおやめになったのはいつであるか、そして、現在どういふ職業をされておるか。その点お伺いしたい。

○高野政府委員 道路公団の前菊池理事は、昭和三十五年の四月十五日に道路公団を御退任になったと記憶しております。ただいまは、地崎組の副社長をしておられます。

○中島（慶）委員 ただいま申しましたように、道路公団の筆頭理事が、道路公団の仕事ばかりやらしておった地崎組に、やめるとすぐ入っておる。そういうふうな状態でおるにもかかわらず、これに対して何ら建設大臣は注意を払っておらぬ。私はこれらの点をさらに追及したいと思っておりますけれども、こういうふうな状態で、監

督者の立場にあるところの建設大臣が、道路公団の意見によって左右されておるといふようなことでは、私はいかぬと思ふ。やはり建設大臣は、国の機関の長として、責任を持ってやるべき権限を持っておる立場におるのですから、これらに対しましては十分監督していただきたいと思います。道路公団は、私、総裁なんか呼んで、今までの不審な点をいろいろ追及したいとは思っておりますけれども、やはり建設大臣がしっかりしておって下さらぬと、こういうふうな大きな問題もぐらぐらするし、そうして、今、話のありましたような綱紀上の問題もあるかのように疑われるようなことが数々あるのであります。特に御注意をお願いいたしたいと考えるわけでありま

す。そこで、最後に質問いたしますのは、それは確かに、先ほど局長からもお話がありました通り、わが国としては画期的な大事業である。これは私、異存はありません。しかし、慎重と申しまして、すでに国会で昭和三十一年に決定いたしました、その後すいぶん議論を経ております。それから、一番長い赤石の隧道にいたしましたけれども、八キロ程度のものではあります。

私は昨年、アルプスに行きまして、フランスとイタリアを結ぶ、例のモンブラン隧道を見ましたけれども、これは十二キロであります。これも、工事に着手してからわずか二年半でこの隧道を完成する予定でありました。それで、工事の状況を見ましたけれども、あれだけ設備がそろえば、三百人ぐらいの人がお見えすれば、もうそ

簡単にやっていってしまふということ、
を、隧道の中の奥まで入りまして、視
察をしてきたわけでありまして、この隧
道は、わずか八メートル五十の隧道で
ありました。

従つて、こういう山岳地帯に、一度
に、かつての構想のような二十四メー
トルの道路をあげるというようなこと
は、できぬ相談でありまして、結局これ
らの、ただいま申しましたようなモン
プラン隧道のような幅員の隧道を一本
あけて、交通事情を見まして、さらに
また一本あける、こういうようなこと
になるのではないかと。そうなる
てくれれば、かつての建設省の見積もつ
た工事費なんというものは、おそらく
三分の一にも四分の一にもなるだろう
と思ふのです。いかにひいき目に見て
も、かつての建設省の調査報告書とい
うものは、われわれは、他意あつてこ
しらえた報告書とは思ふのです。

従いまして、高速道路の規格の一番低
いところで、これこれの道路をこしらえ
れば、幾らでできるのだ、それくらい
な資料は、国会できまつた法律によつ
てやるとすれば、また、役人は法的根
拠によつて立つておるのですから、そ
ういふような親切のある、いわゆる法
律を重んずる態度でもつて、そういう
ような資料も出すべきだ、こう思ふの
です。建設省は、国会でもつて、国土
開発縦貫自動車道建設法がきまり、小
牧から向こうが幅員二十四メートルな
ら、山間もそのままで、郊外もまた規
格のままで、こういうような調査をこ
しらえまして、三千二百億の金がかか
る、こういうことを発表されたわけであ
ります。しかも、発表したのは、はや
一年数カ月前でありまして、そんな発
表までして、まだ基本計画をこしら
えてない。どう考へてみても、建設省
にこれをやる熱意がないんじやない

か、こう思ふのです。われわれは交通
関係の一元化という見地から、もし建
設省がそういう態度であるなら、この
国会のうちに、いわゆる交通行政の
一元化でもつて、運輸省に対して建設
省の道路局は移管すべし、この考えを
持ちまして、現在立法の工作をしてお
る。こういう状態なんですから、私も
私は道路局は建設省におつてもいい
い。従つて、われわれは、中村建設大
臣は、この重要な問題をあらゆる角度
から見て、そうして歴史的この大事
業を完成するよう努力してもらいた
い、かようにお願いいたしまして、私
の質問を終わることにいたします。

○加藤委員長 日野吉夫君

○日野委員 今いろいろの質問が出た
のでありますが、地元関係の人から出
ておるといふふうな受け取られる危険
があるのです。これは、大臣御承知の
通り、この法律のできる経過は詳しく
説明する要はないのですが、四百三十
名の議員立法で、その中に建設大臣が
入つておられます。もし入つてなかつ
たとすれば、大臣が政務次官で、これ
は全員の議員立法といつてもいいはず
であります。しかも、六年間の歳月を
費やして通過した立法でありまして、
この間に、技術的にも経済的にも可能
だと、あらゆる角度から検討を加えら
れて通過したはずであります。しか
も、中央道の場合は、土地買収費など
は、国有地が非常に多い。こういうよ
うな関係も明らかになつて、もう一部
着手しているわけです。この経緯にか
んがみて、至急に基本計画は立つてい
なければならぬはずだと考えられま
す。

今度の所得倍増、地域格差解消とい
う課題を背負つて、新しい道路計画で
も、りっぱに地域開発、所得倍増の計
画の線に沿つて、今、自民党の諸君か
ら言われたように、やはりこれは未開
発地域である、後進地域だから、これ
を格差解消の意味でも急速にやらなけ
ればならぬ必要に迫られておると思
うのであります。

それなのに、建設委員会の質疑応答
がしばしば繰り返されておるけれど
も、逐次後退していくような印象を受
ける。今の問答をいろいろ聞いていて
も、何かしら、法律があるから仕方なし
にやらなければならぬが、これをでき
るだけずらしていかうという、逃げを
打っているような印象を受ける。そこ
に、地元の諸君からの要求のうちに、
中央道はもうやらない、建設省はそ
ういふ考えだといふ一つの不安を起す
ような根本的な原因があらうかと思
ふ。僕らも、いろいろそういうことを
聞かないではない。建設省の内部、あ
るいは地建の諸君等から、いろいろ不
規則発言が出ておるわけでありまして
こういふものを、建設大臣、道路局長
は、がつちりとこれをやるんだとい
う腹をきめて、明確な態度を示してお
かぬと、いろいろそういう問題が出て
くると思ふ。

こういふ意味で、これは単に地域開
発ではない。あの道路法といふものは
、今の池田内閣の方針に沿つた所得
倍増、地域格差解消の一つの大きな根
源をなすものだと思へられるので、そ
ういふ不安や、いろいろの論争がいつ
も繰り返されるような事態を明確に避
けるために、大臣、道路局長から、基
本計画はいつまでにやる、実施計画は
これに従つてできるだけ早く促進する
といふ言明でもないかと、こういう問題
はいつまでも尾を引いて、また、よそ
の方からいろいろの策動の余地を与え
るといふようなことになる。ここで、
大臣と道路局長から、基本計画はいつ
までに完成する、実施計画は、多少ず

れても、できるだけ早くやる、という
ようなことを言明していただいたら、
この問題が非常に進展するだろうと思
うので、その点を明確にしたい。僕ら
たい。少なくとも策動の余地、デマの
乱れ飛ぶこの事情を解消するため
も、こういう明確な態度の表明を一つ
願いたいと思ふ。

○中村国務大臣 ただいま、どうも中
央道問題は後退しておるような疑いが
あるという意味の御指摘がございまし
たが、われわれ決してさき以上に考え
たりません。できるだけ前向きに、し
かも、大いに前進をさせていきたいと
思つておるようなわけでございます。
従いまして、五カ年計画の中にも、か
ねてから申し上げておりまするよう
に、大いに努力をいたしております
ことと、また、先ほど来の御議論にも
ございまして、われわれとしま
しては、極力可能な部分から具体的に
進めて参りたいと思つておるわけ
でございます。

ただ、基本計画でございしますが、こ
れは、確かに道路自体が画期的であり
ますのみならず、地勢的にも画期的な
道路でございまして、そういう意味か
ら申し上げますと、やはり気象状況等は十
分に念を入れた調査をいたした上で基
本計画をきめさせんと、一たびきめて
朝令暮改といふこともできませんし、
十分われわれはその点は注意をしてい
きたいと思つております。さういふわ
けで、基本計画をいつまでに、とい
うことは、御注文でございしましたが、
ちよつと私の立場では目下申し上げか
ねるような状態でございまして、極力
前向きに前進をさせていくといふこと
だけは間違いないこととでございます
ら、お含みをいたしたいと思ひます。

○日野委員 なおかつ、答弁はする
と逃げるような印象を受けるのであ
る。

○加藤委員長 次回は公報をもつてお
知らせすることとし、本日はこれにて
散会いたします。
午後零時十五分散会